

外郭団体および公の施設見直し計画一覧表

【外郭団体】

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
びわこ空港周辺整備基金	廃止	県の空港計画が凍結されており、団体の本来的な活動は行われておらず、また、今後の見通しも立っていないことから、公益法人制度改革の移行期間内に団体を廃止する方向で見直すべきである。	廃止	公益法人制度改革による新制度への移行期限までに、資金貸付事業の継続を前提として類似団体への事業引継等を行った上で、団体の廃止に向けて取り組みます。	事業廃止等による課題を整理するとともに、関係団体等との調整を行いながら、平成25年度までに団体の廃止に向けて取り組みます。
滋賀県下水道公社	廃止	下水道施設の管理業務の大半が、団体から民間業者に委託されていることから、施設管理については、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、包括的民間委託や公募による指定管理者制度などを活用して民間に委ね、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	廃止	これまで下水道普及率の急速な拡大を図るため、施設整備と維持管理を県と公社とで役割分担して実施してきましたが、今後は、増大する下水道資産に対して、建設から維持管理、改築更新までを一体的に捉えた計画的な資産管理を行っていく必要があります。 このため、公社が担ってきた施設管理に係るマネジメントの役割を県自身の役割として再編し、施設整備と維持管理の一元化を実現することで、下水道事業の推進体制の簡素化や機動性・柔軟性の向上を図り、効果的、効率的に事業を推進していくこととし、公社については、平成25年度末を目途に団体の廃止に向けて取り組みます。	下水道公社が担ってきた公的な機能を、平成23年度から段階的に流域下水道事務所に統合し、建設と管理の一元化した組織体制を構築するとともに、琵琶湖流域下水道の総合的かつ計画的な資産管理が出来る体制整備を検討します。 下水道施設の管理方法の見直しに併せ、組織体制の見直しを行い、平成25年度末を目途に団体の廃止に向けて取り組みます。 団体の廃止に伴う雇用問題については、団体と協力しながら、県としても計画的に取り組みます。
系賀一雄記念財団	廃止	団体の主たる業務が、県の補助金により実施されているため、より効果的かつ効率的な事業展開を図る観点から、県が直接実施するなど、業務の実施方法について検討を行い、団体については、3年を目処に廃止する方向で見直すべきである。	廃止	財団の主たる業務が県の補助金により実施されているという現状から、より効果的・効率的な事業展開を図るため、表彰、調査研究等の財団事業を県で直接実施することについて検討を行い、平成24年度を目途に団体の廃止に向け関係者の合意形成への取り組みを進めます。	平成22年度に財団、出資者等による検討会を設置し、表彰、資料（系賀氏、田村氏、池田氏等関連資料）収集・整理および調査研究等の財団事業を県で直接実施することについて検討します。 の検討結果を踏まえ、平成24年度を目途に団体の廃止に向けた関係者の合意形成に取り組みます。
滋賀県住宅供給公社	廃止	住宅需要が低下するとともに、民間でも住宅供給の目的が果たせるため、県営住宅については、現行の管理代行期間内（平成23年度）に指定管理者制度も含めて新たな管理形態を検討し、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	廃止	住宅宅地分譲事業については、民間市場において住宅供給が充実していることから当初の目的を達成していると考えられるため、賃貸住宅管理事業、県営住宅管理代行事業等については、新たな管理形態に移行し、公社については、平成24年度の廃止に向けて取り組みます。	平成21年度に県と公社で検討チームを設置し、下記について検討を行い、平成22年度に方針を決定します。 ・未分譲宅地・住宅の売却の促進策および最終処分方法 ・賃貸住宅の資産の譲渡方法 ・県営住宅管理の新たな管理方法 ・廃止に向けた資産の処分方法、債権・債務の引継ぎ方法 方針に基づき、資産の処理等を進め、平成24年度の団体の廃止に向けて取り組みます。団体の廃止に伴う雇用問題については、団体と協力しながら、県としても計画的に取り組みます。

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
滋賀県文化振興事業団	統合	施設管理への民間参入や施設の移管等の見直しに対応して、団体の業務を整理・縮小するとともに、文化系のソフト機能については、(財)びわ湖ホールに統合して効果的な施策展開を図り、団体については、将来的に廃止を含めて検討するべきである。	縮小	平成22年度に公益財団法人への移行を進め、その後の経営状況や事業展開などを検証するとともに、しが県民芸術創造館のあり方、文化産業交流会館の運営のあり方および希望が丘文化公園の運営改善の検討結果を踏まえ、団体のあり方について平成23年度までに方針を決定します。	平成22年度に公益財団法人への移行を進めます。 公益財団法人へ移行後は、団体の自主的・主体的な活動が一層期待され、経営状況等に変化が出てくることから、その効果や課題等を検証していきます。 しが県民芸術創造館のあり方、文化産業交流会館の運営のあり方および希望が丘文化公園の運営改善に係る県の検討結果を踏まえ、団体の文化芸術部門と(財)びわ湖ホールとの統合も含め、団体のあり方について平成23年度までに方針を決定します。
滋賀県障害者雇用支援センター	統合	障害者雇用支援センターに係る国制度が廃止され、民間の就労移行支援事業所の一つとなったことを踏まえ、これまでの活動実績を活かし、3年を目処に障害者の就労支援等に関する業務を担っている団体へ機能統合し、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	統合	障害者雇用支援センターの事業に係る国制度が変更されたことから、団体で実施している就労移行支援事業と働き・暮らし応援センター事業を、新設される社会福祉法人へ機能統合して自立的な事業展開を図ることとし、団体については、平成22年度末の廃止に向けて取り組みます。	就労移行支援事業と働き・暮らし応援センター事業について、新設される社会福祉法人への機能統合に向け、平成21年度から関係機関との調整を行います。 平成22年度中に団体の解散に向けた検討および事業の移行手続きを行い、平成22年度末に法人解散により団体を廃止します。 平成23年4月1日より、団体の事業を新設社会福祉法人に移行するとともに、解散法人の残余財産の清算手続きを行います。
滋賀県土地開発公社	縮小	近年の公共事業等の動向から、公共用地の先行取得業務については、その意義が低下していることや、工業団地開発についても、継続して業務を展開できるか不透明であることから、所有土地の整理を進めるとともに、将来的に廃止の方向で公社のあり方を検討するべきである。	縮小	近年の公共事業の減少傾向を背景として、公共用地先行取得業務の必要性が低下していることから、その縮小について検討を行い、公社保有土地の処分計画を策定し処分を進めるとともに、廃止を視野に入れた、土地開発公社業務の課題整理と対応検討を行い、平成25年度に方針を策定します。	平成22年度に公共用地先行取得業務の縮小について、庁内関係課による検討会議を設置し、検証・見直しを行います。 長期未利用地について、平成22年度に県有財産活用検討会議において集中的に検討し、平成23年度を目途に処分計画を策定し、処分に努めます。 既に着手している竜王岡屋地区の工業団地開発については、景気や企業誘致の動向を見極めながら進めることとし、他の未利用地についても、開発の可能性について、調査・検討します。 未利用地の処分の見通しが立った段階で、県と公社による検討会議を設置し、廃止を視野に入れた公社業務の課題整理・対応検討を行い、平成25年度に方針を策定します。
滋賀県消防協会	縮小	消防に関する事務が市町の業務であることを踏まえ、県の関与を縮小するとともに、県域団体としての役割を見直し、将来的に団体のあり方を検討するべきである。	自立性 拡大	自主的な経営改善を進め、県の補助金の縮小など県の関与のあり方を見直すとともに、公益財団法人への移行や市町の合併、自助共助による地域防災力の進展の状況などを勘案しながら、団体のあり方や組織の見直しについて検討を行い、平成23年度までに経営計画を策定します。	県の補助金の縮小など、県の関与のあり方を見直します。 平成24年度までに公益財団法人への移行について検討し、方針を定めます。 市町合併の状況や地域防災力の状況を踏まえ、団体のあり方や組織の再編、適正な事業執行について検討し、平成23年度までに経営計画を策定します。

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
滋賀県動物保護管理協会	縮小	業務の効率的な執行を図るため、民間委託の活用などを含めた実施手法の見直しを行うことにより、段階的に業務の縮小を進めることとし、将来的には県の直営とする方向で見直すべきである。	縮小	将来的には県の直営化を行うこととし、平成23年度までに移行に向けた方針を定め、それまでの間は業務の効率的な執行を図るため、段階的に業務の縮小を進めます。	直営化に向けた方針を平成23年度までに策定します。 動物保護管理業務や動物フェスティバルをはじめとする動物愛護普及啓発事業について見直しを行い、段階的に業務の縮小を進めます。
滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	縮小	近年の業務量等の実態を踏まえ、公益法人制度改革への対応の中で、業務の整理を行う方向で見直すべきである。	縮小	平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、基金事業については、その検討に合わせて事業の整理を行うとともに、農地保有合理化事業については、農地法等の一部改正により義務化される市町での農地利用集積円滑化事業の動向を踏まえ、県法人の役割を見極めて事業のあり方を見直します。	平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 公益財団法人への移行の検討の中で、基本財産や運用益の効果的な活用の観点から、基金事業について既存の事業や新規事業の必要性等の検証を行い、事業の整理を行います。 農地保有合理化事業については、農地法等の一部改正により義務化される市町での農地利用集積円滑化事業の動向を踏まえ、県法人の役割を見極めて事業のあり方について見直しを行います。
滋賀県建設技術センター	縮小	県関係の研修や業務支援などは、実質的に県で対応できると考えられることから、市町支援などに特化し、業務の縮小を進めるとともに、今後、市町技術職員の研修や市町合併等による市町職員の能力向上に応じて、市町支援に関する業務についても縮小し、将来的に廃止を含めて検討するべきである。	縮小	公共工事にかかる市町職員の技術力向上など品質の高い公共工事の適正な執行を図るため、市町への業務支援に重点を移す方向で業務の見直しを進め、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。 なお、市町職員の技術力の向上が図られ、市町支援業務の必要が見込めない場合には、将来的に廃止を含めて団体のあり方を検討します。	設計積算等公共工事施行にかかる支援業務の一層の効率化を進めるとともに、材料試験の業務効率の改善と公的な検査機関として信頼度の一層の向上を図ります。 市町のニーズの把握等とそれに即した支援業務の開発と普及を進め、業務全体の見直しを進めます。 業務の見直しや効率化の成果を検証するとともに、今後の団体のあり方について検討し、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。
滋賀県体育協会	縮小	公益法人制度改革を踏まえ、経営基盤を強化し、経営の自立化を図り、県の関与を縮小するとともに、施設管理業務については、指定管理者制度への民間事業者の参入状況も踏まえながら縮小を図り、スポーツ振興における県域団体としての役割を果たせるよう団体のあり方を抜本的に見直すべきである。	縮小	平成24年度までに公益財団法人への移行を進め、組織体制の強化や税制優遇策も活かした財政基盤の強化による経営の自立化を図るとともに、指定管理受託施設見直しの状況も踏まえた業務や組織体制の見直しや県のスポーツ振興を推進する中核団体としての役割の検討を行い、平成24年度に次期中期計画を策定します。	平成24年度までに公益財団法人への移行を進め、協賛企業の拡大を図り、財源の確保に努めます。 指定管理受託施設の見直しの状況を踏まえるとともに、一定広域の県内指定管理施設への公募に民間企業とのコラボによる参入を検討し、業務や組織体制の見直しを行います。 「安全・安心・快適・信頼」を提供する事業を展開し、一層の県民サービスの向上に努めます。 スポーツキャンペーン事業を含め、これまでの事業コストにかかる経費を見直し、受益者負担を基本とする事業形態にします。 現行の中期経営計画の取り組みを評価するとともに、県のスポーツ振興を推進する中核団体としての役割を検討し、平成24年度に次期中期計画を策定します。

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
淡海文化振興財団	自立性の拡大	公益法人制度改革を踏まえ、民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するとともに、5年を目処に真に担うべき役割を抜本的に見直し、廃止も含めて団体のあり方を検討するべきである。	自立性の拡大	平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、公益財団法人としてのメリットを活かし、民間資金を積極的に導入する等、県費補助だけではない財源の多角化により自立性を高め、県の関与を縮小するとともに、民の立場から市民活動団体の自立支援や人材育成等を効果的に進める上で、団体の役割を検証し、あり方を検討します。	平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 市民ファンド（民間寄付による基金）の制度設計を平成21年度に行い、賛同者・寄付の募集、戦略的広報等を前倒しで進め、税制優遇措置を受けられる平成23年度に正式発足させ、民間資金の導入を進めます。 平成25年度に民間資金の導入状況や事業・組織等を含めた公益財団法人としての運営状況、役割について分析、評価し、団体のあり方について方針を定めます。
びわ湖ホール	自立性の拡大	団体の活動に対する県民理解を深めるとともに、公益法人制度改革を踏まえ、県民からの寄附を含め幅広い民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小することとし、5年を目処にその具体的な見通しが立たない場合は、団体のあり方について検討するべきである。	自立性の拡大	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの指定管理者として、引き続き県民に開かれた劇場運営を目指し、団体の活動に対する県民理解の促進に努めるとともに、平成22年度に公益財団法人への移行を進め、寄付や助成金等の確保に取り組み、団体の経営の自立性を高めることにより県の関与を縮小します。	「中期経営計画」に基づき、優れた舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、県民により身近なホールとなるよう劇場運営を行います。 平成22年度に公益財団法人への移行を進めます。 公益財団法人化による税の優遇措置制度のメリットを生かせるよう、寄付金確保の体制づくり、民間資金の導入等を検討するとともに、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。その計画期間中に民間資金の導入状況の検証を踏まえ、団体運営のあり方を検討します。 (財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合について検討し、平成23年度に方針を決定します。
国際湖沼環境委員会	自立性の拡大	国際連合環境計画国際環境技術センターの支援財団という機能を担っているものの、持続可能な財政運営が困難な状況にあることから、公益法人制度改革を踏まえ、団体の特性を活かした県域を超える民間資金を導入して経営の自立化を図るべきである。	自立性の拡大	財団において、平成22年度に公益財団法人への移行を進め、国内外からの民間資金の導入を積極的に進めるとともに、受託収入や運用収入の確保を図り、経営の自立化に向けて取り組みます。	平成22年度に公益財団法人への移行を進め、税制面の優遇措置を得て、寄付による民間資金を確保しやすい条件整備を行うとともに、平成22年度に方針を策定し、国内外の水や衛生に関連した企業等に積極的に働きかけます UNEPや世界銀行等が発注する高い収益率の見込まれるコンサルタント事業を数多く受託できるよう、調査研究活動の見直しを行います。 有価証券の運用効率化により、運営資金の増収を図ります。 「中期経営改革方針」(平成20年度～平成24年度)の取組結果に対する評価を行うとともに、平成24年度に方針の見直しを行います。

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
滋賀県社会福祉事業団	自立性の拡大	民間との競争を前提とした経営改革を進め、県の関与を縮小するとともに、主たる業務である施設管理業務が他の主体に移管された場合は、業務量に応じて組織体制を縮小または廃止する方向で見直すべきである。	自立性の拡大	自主的、主体的な経営を進めていくため、経営改革を促進するよう支援するとともに、県の関与を段階的に縮小します。	事業団を指定管理者としている県立社会福祉施設(8施設)について、平成23年度から公募による移管等を行います。 団体の雇用問題については、団体と協力しながら、県としても取り組みます。 経営改革の促進を支援するため、事業団からの要請に基づき、一定期間、県職員を派遣します。 平成22年度から事業団と協議の上、事業団の決定に基づき、段階的に県の出資割合を縮小します。
滋賀県産業支援プラザ	自立性の拡大	公益法人制度改革も踏まえ、経済界が主導的役割を果たす経営体制をめざし、自主事業への取組のほか、基本財産や事業運営に対して民間資金を積極的に導入して経営基盤の強化を進めていくことにより、県の関与を縮小するべきである。	自立性の拡大	企業や団体等の理解と協力を得て、引き続き職員派遣を受け入れ、組織体制の充実を図るとともに、平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 また、競争的外部資金の獲得のほか、自主事業への取り組み、受益者負担を伴う事業の拡充、民間資金の受け入れなど、経営基盤の強化により県の関与を縮小します。	平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 業績評価制度の本格的な運用とともに、「中期経営計画」の評価・分析を踏まえて、平成23年度を目途に次期経営計画を策定し、効果的・効率的な事務執行に努めます。 常に事業に見直しを加え、管理的経費の徹底した節減に努めるとともに、経済産業省、文部科学省などの競争的外部資金の獲得に積極的に取り組むなど、財務体質の強化に努めます。 また、公益法人の枠組みの中で、自主事業への取り組みや受益者負担を伴う事業の拡充などに取り組みます。 企業、団体等の理解と協力を得て、派遣職員の継続的な受け入れを図ります。
びわこビジターズビューロー	自立性の拡大	社団としての特性や公益法人制度改革も踏まえ、会員を含めた民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するべきである。	自立性の拡大	平成23年度までに公益社団法人への移行について方針を定めるとともに、社団としての特性を踏まえ、会費を含めた民間資金導入の拡充・活用により経営基盤を強化し、県の関与を縮小します。	公益社団法人への移行についてのメリットを検討した上で、平成23年度までに方針を定めます。 平成21年度を目途に中期計画を策定し、経済状況の好転にあわせた会費等の見直しのほか、広告収入や事業実施負担金の拡大など、民間資金の導入について検討し、自主財源の拡充を図ります。 民間企業からの派遣職員を今後とも積極的に受け入れ、民間の経営感覚を活かした販路拡大、誘客促進を進めます。

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
滋賀県陶芸の森	自立性の拡大	地域との連携による効果的な産業振興の取組を推進しつつ、施設機能の見直しに応じた業務の集中化や施設利用の拡大などにより経営改善を進めるとともに、公益法人制度改革も踏まえ、民間資金等を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するべきである。	自立性の拡大	財団が培ったネットワークやノウハウを活かした産業振興事業の充実強化や施設利用の拡大を図るとともに、平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、財団自ら主体的に経費節減と収入増に取り組むことにより経営の自立化を図り、県の関与を縮小します。	国際的な陶芸家のネットワークや芸術的センス、デザイン力などを活用し、平成22年度から、信楽焼産地と連携して新たな信楽ブランドの創出に努めるとともに、巡回展の機会などを活用して信楽焼の販路開拓や観光客の誘客促進を図ります。 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めるとともに、中期経営計画の評価・分析を行い、次期経営計画を策定して、施設の効率的な管理運営による経費節減や民間資金の導入などによる収入増に努めます。 平成22年度における指定管理者の募集に向けて、県の人的・財政的関与の縮小を早期に実行します。
滋賀県国際協会	自立性の拡大	公益法人制度改革を踏まえ、会費や民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するとともに、市町や同種団体との役割を明確にし、県域での総合調整や補完機能に特化するなど、事業を抜本的に整理する方向で見直すべきである。	自立性の拡大	平成23年度までに公益財団法人へ移行し自主財源の確保に努めることなどにより、県の関与を縮小するとともに、県域の中核的組織としての役割を踏まえて事業の見直しを行い、県補助事業の一部自主事業化についても検討し、平成22年度に、新たな中期計画を策定します。	平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 外国籍住民の支援のための寄付金の募集および先進的な取組については、民間資金の確保に努めるとともに、会員特典などの魅力を高めることにより会員拡大に努めます。 団体採用職員を管理部門へ登用するなど専門職員を中心とした運営に見直します。 現行中期計画を評価した上で、県域の協会として情報提供、調査研究、サポート機能、パイプ機能、コーディネート機能に特化した中期計画を平成22年度に策定します。 県の補助事業については、関係機関との調整を進め、平成22年度から一部自主事業化を行います。
滋賀県水産振興協会	自立性の拡大	持続的な経営が行えるよう、真に必要な事業に特化するとともに、より効率的かつ効果的な事業実施を進めることにより、県の関与を縮小するべきである。	自立性の拡大	琵琶湖漁業の振興に向け重要魚介類の生産放流を県と連携して実施する団体の役割を踏まえつつ、平成25年度までに公益財団法人への移行を進める中で、効率的かつ効果的な事業の実施などを含め、持続的な経営のあり方について検討し、必要な事業の見直しを行います。	平成25年度までに公益財団法人への移行を進めます。 公益財団法人への移行にあわせて、効率的かつ効果的な事業の実施や組織体制等を含め、持続的な経営のあり方について検討し、必要な事業の見直しを行います。

団体名	提言内容		計画内容	
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容
滋賀県暴力団追放推進センター	自立性の拡大	公益法人制度改革を踏まえ、民間資金を積極的に導入して、県の関与を縮小するとともに、相談業務について、その実態や関係機関との役割分担を踏まえて見直しを行うべきである。また、将来的には、団体のあり方についても検討するべきである。	自立性の拡大 平成22年度までに公益財団法人への移行を進め、特別賛助会員の拡大等により事業資金の獲得を図るとともに、業務評価制度を導入して、より自立性の高い事業活動を展開します。 また、相談業務については、全国の暴追センターや近隣府県との情報交換および警察からの情報提供等を活用し、一次的に警察が介入出来ない民事紛争等の民間の受け皿として重点的に対応するなど、役割を明確化して取り組みます。	平成22年度までに公益財団法人への移行を進めます。 特別賛助会員数の拡大については、新公益法人移行に伴う寄附金の税制優遇措置があることや会員であることに付加価値を設けることで加入効果を高めるとともに、月単位で獲得目標を立て、確実な達成に取り組みます。 相談業務について、警察や滋賀弁護士会の民暴委員会との緊密な連携強化により、民事介入事件の被害者の支援、解決等のため役割を明確化し、実施要領及び広報手段等の見直しを行います。 団体としてのあり方の検討については、暴力団対策法に基づき全国の都道府県に設置され、その業務についても法定されているという財団の性格を踏まえ、全国の状況を見ながら対応します。
滋賀県緑化推進会	経営改善	公益法人制度改革も踏まえ、さらに基本財産の充実を図り、経営改善を進めるとともに、事業の成果を明確にし、滋賀県らしい特色ある活動の展開など募金の有効活用が図られるよう取り組むべきである。	経営改善 平成24年度までに公益財団法人への移行を進め、家庭募金や企業募金に積極的に取り組むとともに、事業内容、財務諸表等の情報公開を一層推進し、透明性の高い経営を進める中で、県との役割分担を踏まえた滋賀らしい事業執行に取り組みます。	平成24年度までに公益財団法人への移行を進めます。 基本財産の充実を図るため、国債、公債を中心に銀行定期預金を加え、安全性・確実性を重視した効果的な運用を進めます。また、家庭募金の周知啓発や企業募金の積極的な働きかけを行うとともに、賛助会員の拡大や広報誌等への企業協賛確保による広告料の増収を図ります。 中期経営計画（平成21年度～平成25年度）における5カ年計画の目標達成に向け、着実に事業を実施するとともに事業成果をホームページ等で明らかにしつつ滋賀らしい地域に密着した事業に取り組みます。 緑の募金運営団体について、他府県の組織のあり方や運営方法等の情報を収集し、効果的な財団活動について研究を行います。
滋賀県道路公社	経営改善	有料道路等の維持管理の合理化、効率化を進めるとともに、計画期間終了後を見据え、公社のあり方を検討するべきである。	経営改善 現行の中期経営計画（平成20年度～平成24年度）を踏まえ、維持管理の合理化、効率化に取り組むとともに、有料道路等のより一層安定した健全経営が維持できるよう、道路公社の今後のあり方も含めて検討し、平成24年度に次期経営計画を策定します。	現行の中期経営計画を踏まえ、不採算路線への対応も含め、健全経営維持の取組みとして、複数年契約の実施などにより経費の縮減に取り組み、維持管理の合理化、効率化を進めます。 中期経営計画をもとにPDCAサイクルによる点検評価を行い、維持管理の合理化、効率化を進め、一層安定した経営に向け、今後の公社のあり方も含めて検討を行い、平成24年度に次期計画を策定します。

団体名	提言内容		計画内容	
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容
滋賀県文化財保護協会	経営改善	発掘、保存管理、研究等の本来の業務分野に集中化するとともに、今後の業務量の変動に柔軟に対応できるよう、経営改善に取り組むべきである。	経営改善	<p>発掘、保存管理等の本来の業務分野の充実を図るため、発掘・整理調査の受注範囲の拡大に取り組むとともに、安土城考古博物館においても当該分野を活かした事業展開を通じて収入の確保を図るほか、業務量の変動に柔軟に対応できるよう、業務量に見合った職員体制に見直すことにより経営改善を進めます。</p> <p>市町における埋蔵文化財調査等の支援要請に応え、平成 22 年度から、高度な技術を要する調査はもとより、民間開発業務全般を対象とした発掘調査・整理調査等の受託範囲の拡大を図り、より積極的に受託事業収入の確保を図ります。</p> <p>業務量の変動に柔軟に対応するため、引き続き業務量に応じた県派遣職員数の見直しや雇用期間付き職員等の雇用などを進めます。</p> <p>安土城考古博物館については、事務事業の見直しを図り、経費の節減に努めるとともに、最新の発掘成果やトレンド等を活かした企画・展示等による入館者の確保やガイドブック・紀要の販売、図録の委託販売などにより、自主財源の確保を図ります。</p> <p>なお、次期指定管理者として選定されなかった場合には、人員配置、組織体制の見直しを図り、調査研究、保護、普及啓発等の本来業務への集中化に努めます。</p>
滋賀県環境事業公社	抜本的経営見直し	産業廃棄物の受入量確保に向けた営業努力を一層強化するとともに、早急に処分量等の動向を見極め、平成 22 年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の休止なども含めて経営のあり方を抜本的に見直すべきである。	抜本的経営見直し	<p>安定的な経営を確立するため、平成 22 年度に経営改革の方針を検討するとともに、平成 23 年度にはこの方針に基づき公社において中期経営計画を策定し、経営改革に取り組めます。</p> <p>平成 22 年度に経営改革の方針として営業方法やさらなる経費削減方策、廃棄物受入条件の緩和方策、公共関与による支援方策等のあり方について検討します。</p> <p>この方針を踏まえ、平成 23 年度に公社において中期経営計画を策定し、経営基盤の確立を図ります。</p>
滋賀県造林公社	抜本的経営	将来的にも分収造林事業についての採算の見通しがないことから、現在、手続き中である特定調停の結果も見極めながら、収益確保に向けて努力しつつ、廃止も含めて公社のあり方や今後の対応を検討するべきである。	抜本的経営見直し	<p>現在手続き中である特定調停の結果等を踏まえ、公社において「(仮称)造林公社経営計画検討委員会」を設置し、今後の公社のあり方等の検討を行います。</p> <p>平成 22 年度に経営計画を策定し、収益確保についても、県が現在進めている県産木材生産流通促進事業と十分な連携を図りながら取り組みます。</p>
びわ湖造林公社	見直し	将来的にも分収造林事業についての採算の見通しがないことから、現在、手続き中である特定調停の結果も見極めながら、収益確保に向けて努力しつつ、廃止も含めて公社のあり方や今後の対応を検討するべきである。	見直し	

団体名	提言内容		計画内容		
	方針	見直し内容	見直し方針	具体的取組内容	
滋賀食肉公社	抜本的経営見直し	(株)滋賀食肉市場とともに、営業強化による収入確保やコスト削減などにより経営改善を強力に進めつつ、平成22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の縮小等抜本的な経営の見直しを行うべきである。	抜本的経営見直し	滋賀食肉センター設立後の経営内容を分析するとともに、公共性や公益性も踏まえた県の関与のあり方や今後の運営形態も含め、具体的な検討を行い、平成22年度上半期を目途に経営健全化計画を見直します。	平成22年度上半期を目途に(株)滋賀食肉市場が作成する経営改革プランに合わせ、経営健全化計画を見直します。
滋賀食肉市場	抜本的経営見直し	営業強化による収入確保やコスト削減などにより経営改善を強力に進めつつ、平成22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の縮小等抜本的な経営の見直しを行うべきである。	抜本的経営見直し	事業・経営分析を行い、経費削減や収入基盤の拡大に向けて取り組むとともに、平成22年度上半期を目途に経営改革プランを策定します。	事業・経営分析の結果を基に、平成22年度上半期を目途に経営改革プランを策定し、経費削減・収入確保の取組を実践します。